

河川維持業務 特記仕様書

第1条 施行管理等

1. 施行写真は、同一箇所で行前・施行状況・施行後を対比させて添付し、20箇所程度とすること。(小規模箇所については、この限りではない)
また、運搬状況、処分場搬入状況を撮影すること。
2. 飛散防止が必要な箇所では、現場条件に合わせ、以下のいずれかの飛散防止対策を実施すること。
 - ①飛散の少ないバリカン式又は低速回転二枚刃式の草刈り機を使用。
 - ②ベニヤ板、飛散防止用ネット等の防護材を使用。
 - ・草刈り機の刃先と防護材との間隔を詰め、防護材を草刈り機に追従させる。
 - ・歩道の縁石際等、草刈り機の刃先と防護材との間隔が詰められない箇所は、幅の広い防護材を使用する。
3. 除草・集草完了後は、速やかに積込運搬を開始すること。
4. 草木類の運搬時においては、シート被覆等の処置を施し、草木類の飛散防止を徹底させること。
5. 除草完了時には、出来形図及び数量表を提出し、監督員の検査立会を受けること。

第2条 草木類の搬出等

1. 請負者は、草木の処分に先立ち、様式1 一般廃棄物処理計画書を提出、協議し監督員の承諾を得ること。また、処分完了後に様式2 一般廃棄物処理調書を作成し提出しなければならない。
2. 草木類の運搬については、元請が行う場合は業許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項 一般廃棄物の収集運搬業の許可）が不要であるが、下請（再委託）する場合は下請業者に業許可が必要であるので、運搬業下請時には監督員と協議し承諾を得ること。
3. 草木類の搬出先については、次の場所への搬出（処理）を見込んでいる。
なお、請負者は事前に受入れ場所と受入れ条件等の協議を行い、的確な処理が可能であることを確認し搬出すること。
除草の詳細な作業行程を作成し、事前に監督員に提出をして、搬出に係る日時の協議を行い、他の県工事との調整により搬出を行うものとする。

種類：草

受入場所：阿南市橘町小勝1番地5 エコパーク阿南

受入条件：県発注業務の草刈の搬入は2t車で4台/日まで

搬入時の状態は野積み

搬入の台数を超える場合は数日の搬入を停止することがある

受入時間：午前 8:30~12:00 午後 1:00~4:00（事前確認が必要）

4. 草木類の搬出先について、上記以外の場所（廃掃法第7条第4項一般廃棄物の処分業の許可を受けている箇所に限る）へ搬出する必要がある場合は、監督員と協議すること。
5. 一般廃棄物許可処分場での処分が完了した場合には、処分場が発行する一般廃棄物引受書または計量表の写しを監督員に提出しなければならない。
6. 処分費用は実数重量により変更契約を行うことができる。
7. 草木類の取扱いについては、上記法律等関係法令を遵守すること。

第3条 その他

1. 請負者は、着手前までに別添様式（現場責任者届）を作成し、監督員の提出しなければならない。

一般廃棄物処理計画書

南部総合県民局長 殿

請負業者名

1. 業 務 名
2. 路 線 名 等
3. 業 務 箇 所
4. 処 分 計 画 次のとおり

廃棄物の処理方法		
運搬に係る件	運搬業者	元請 ・ 下請 （いずれかに○）
	下請業者名 電話番号 運搬収集 許可番号	廃掃法第7条第1項 一般廃棄物の収集運搬業の許可
処分地に係る件	所在地	
	管 理 者 氏 名 住 所 電 話	
	遵守すべき関係法令に対する許可	廃掃法第 条第 項 一般廃棄物の処分業の許可

現場と処分地の関係が分かる図面を添付のこと。

一般廃棄物処理調書

南部総合県民局長 殿

請負業者名

1. 処 分 場 名
2. 業 務 名
3. 路 線 名 等
4. 業 務 箇 所
5. 処 分 状 況 次のとおり

年 月 日	廃 棄 物 種 類	数 量	年 月 日	廃 棄 物 種 類	数 量
合 計			合 計		

(様式)

令和 年 月 日

南部総合県民局長 殿

受注者 住所
氏名

印

現場責任者届

業務名 _____

上記業務の現場責任者を次の者に定めましたので、お届けします。

氏 名 (生年月日)		現場責任者の 顔写真を貼付
取 得 資 格 等 (取得資格があれば)		

- ※1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
＜直接的な雇用関係＞現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
- (1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
- (2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書
の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。